

## ピースバンクいしかわ定款

### 第1条（名称）

本団体はピースバンクいしかわと称する。

### 第2条（目的）

本団体は、出資者と融資先をバンクがつなぎコーディネートする「お金の地産地消」をすすめることにより、融資先の活動を通じて、地域内の人、モノ、コトがつながる新しいコミュニティを創造し、石川の持続可能な仕事づくり、地域づくりに貢献するため、特定非営利活動として行われる貸付又は生活に困窮する者を支援するための貸付を行うことを事業の主たる目的とする。

### 第3条（事業）

本団体は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 出資金の募集
- (2) 出資者への融資
- (3) 出資者の資金調達に際しての保証業務
- (4) 私募債、クラウドファンディング等資金調達に関するアドバイス
- (5) 啓発、広報および情報の提供
- (6) 融資先に対する人力、情報提供等の支援及びコンサルティング業務
- (7) 地域経済や民間非営利活動に関する調査、研究
- (8) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

### 第4条（主たる事業所の所在地）

本団体は、主たる事業所を石川県に置く。

### 第5条（公告の方法）

本団体の公告は、主たる事務所での掲示で行う。

### 第6条（規則及び細則）

この定款で定めるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項は、規則及び細則で定める。

### 第7条（会員種別）

本団体は、第2条に記載する本団体の目的に賛同し、出資をする個人及び団体により構成される。

出資種別は下記の2種類とし、共に正会員資格を有する。

- (1) 一般出資 損失が発生したとき、第45条により総会の決議をもって出資口数の減数を行なう。
- (2) 劣後出資 損失が発生したとき、優先的に引き当ての対象となる出資。  
劣後出資は別途定める書式により出資者の同意を必要とする。

尚、正会員のうち、年3千円の会費を支払う個人及び団体は、運営委員として本団体の運営に携わることができる。

### 第8条（会員の資格）

1. 次に掲げるものは、本団体の正会員となることができる。

- (1) 個人、ただし18歳未満の者が会員／出資者となろうとする場合は法廷代理人の同意を必要とする。
- (2) 居住をともにする家族（家族会員）、ただし、会員資格は家族で1つとする。家族会員は加入申し込みの際に、予め氏名を届け出なければならない。
- (3) 法人その他の団体

2. 第7条に定める劣後出資者が、第45条に定める損失の処理により出資金全額が減数となった場合、その会員資格を自動的に失うものとする。

### 第9条（加入の申し込み）

正会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した細則に定める様式の加入申込書を提出し、理事会の承諾を得なければならない。

- (1) 氏名又は名称若しくは商号及び代表者氏名  
家族会員は会員資格を共有する家族の氏名
- (2) 住所又は事業所の所在地

- (3) 生年月日又は設立年月日
- (4) 希望する出資口数

#### 第10条 (出資金額)

出資1口の金額は1千円とし、10口以上数の出資を要する。

#### 第11条 (出資金の払込)

- 1. 出資は、全額払込とする。
- 2. 出資金の払込が確認された時点で、出資者となることができる。

#### 第12条 (会員資格の譲渡禁止)

正会員は会員としての地位および持分払戻請求権を譲渡することはできない。

#### 第13条 (退会)

- 1. 正会員は、退会しようとする日の1ヶ月以上前に理事に対してあらかじめその予告をした上で、退会することができる。
- 2. 退会するとき、細則に定める様式の退会申込書に記載して、理事に提出しなければならない。
- 3. 正会員が次の各号に該当したときは、退会とみなす。ただし、第14条第1項による届出をした場合はこの限りではない。
  - (1) 正会員の同意
  - (2) 死亡又は解散、合併
  - (3) 除名
  - (4) 第10条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき
  - (5) 3年以上にわたり音信不通の場合で、かつ、総会の承認を得た場合
- 4. 第13条第三項第5号に定める事由により退会した正会員の所在が明らかになり、申し出があった場合は出資金返還に応じる。

#### 第14条 (相続等による加入)

- 1. 正会員が死亡又は解散、合併した場合、相続をする者又は清算人が第9条に準じ、3ヶ月以内に加入申請書を届け出ることにより、正会員としての地位を継承することができる。
- 2. 前項による届出がない限り、相続をする者又は清算人は正会員としての地位を主張できない。

#### 第15条 (除名)

- 1. 正会員が次の事項に該当するとき、総会の決議によりこれを除名することができる。
  - (1) 本団体の定款又は規則もしくは法令に違反したとき
  - (2) 本団体の名誉を毀損し、又は団体の目的に違反する行為をしたとき
- 2. 前項の規定により正会員を除名する場合は、理事会の決議を経て、当該正会員を除名する旨を討議する総会の1週間前までに、代表理事が当該正会員あてに通知するとともに、同総会において、当該会員に弁明の機会を与えねばならない。

#### 第16条 (出資口数の減少)

- 1. 出資者(正会員)は、第10条第1項に規定する要件を満たす限り、出資口数を減少させることができる。
- 2. 出資口数を減少させるときは、細則に定める様式の出資口数減少申込書に記載して提出しなければならない。

#### 第17条 (持分の払戻)

- 1. 出資者(正会員)は、出資金の払戻しを受ける場合、当該出資者が出資した金額を上限としてその持分の払戻しを受けることができる。ただし、第45条に基づき出資口数を減少させた場合はこの限りではない。
- 2. 払戻の額は、決算終了後の本団体財産の状況を勘案し、出資者間の公平を保つよう考慮したうえで、定められた規則に基づいて計算される。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決議により規則に基づく計算方法を変更することができる。
- 3. 本団体は、前項の払戻の額について、当該出資者から請求があった場合、その計算根拠を示さなければならない。
- 4. 持分の払戻は、決算終了後の理事会が定める時期に行う。

#### 第18条（役員の種類及び定数）

1. 本団体には、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
2. 理事のうち1人もしくは2人を代表理事とし、2人以下を副代表理事とする。

#### 第19条（役員の選任）

1. 本団体の役員は、総会において選任する。
2. 役員の選任は、総会において別に定める方式により行う。
3. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
4. 監事は理事を兼ねることができない。

#### 第20条（役員の任期）

1. 役員の任期は就任後2年以内の最終事業年度に関する定時総会終結までの時とする。なお、再任は妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### 第21条（役員の欠員補充）

理事又は監事について、第18条に定める員数を欠くこととなった場合には、遅滞無く補充しなければならない。

#### 第22条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第23条（役員の職務）

1. 代表理事は、本団体を代表する。
2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、本団体の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本団体の財務状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会および総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行状況又は本団体の財産の状況について、理事に意見を述べること

#### 第24条（総会）

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 総会は定時総会と臨時総会とする。
3. 定時総会は毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
4. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事の過半数が必要と認められたとき
  - (2) 3分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的を記載した書面によって、代表理事に対し、開催の請求があったとき
  - (3) 第23条第4項第4号の規定に基づき、監事が開催の召集をしたとき

#### 第25条（総会の招集）

1. 総会は、前条第4項第3号の場合を除いて、代表理事がこれを召集する。
2. 代表理事は、前条第4項第1号又は2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日に会議を招集しなければならない。

3. 総会を招集するには、開催日より1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項を通知しなければならない。

#### 第26条（総会の議決権）

1. 会員は、その出資口数の多少に関わらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

#### 第27条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第28条（総会の議事）

総会の議決は、この定款及び法令に別段の定めがある場合を除き、議決権総数の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数で決する。

#### 第29条（総会の議決事項）

総会はこの定款で規定する場合のほか、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 定款の変更に関する事項
- (3) 理事及び監事の選任又は解任に関する事項
- (4) その他理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

#### 第30条（総会の議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した理事2名が署名する。

#### 第31条（理事会）

1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 理事会は次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき
  - (2) 過半数の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

#### 第32条（理事会の招集）

1. 理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事がこれを招集する。
2. 代表理事は、前条第2項第1号又は2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に会議を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、各理事に会議の日時、場所、目的たる事項を開催日の3日前までに通知しなければならない。

#### 第33条（理事会の議決権）

1. 理事会において、理事は平等の議決権を有する。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を以て議決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第34条（理事会の議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### 第35条（理事会の議事）

理事会の議事は、理事の半数以上が出席し、出席理事の議決権の過半数で決する。ただし、融資審

査の議事については、出席理事の5分の4以上の賛成を要する。

#### 第36条（理事会の議決事項）

1. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 第3条各号に定める事業執行に関連する重要事項の決定
  - (2) 総会により決議した事項の執行に関すること
  - (3) 総会に付議すべき事項を決定すること
  - (4) その他本団体の運営に関する必要な事項
2. 理事会は、定款又は総会議決に基づいて規則及び細則を定めることができる。

#### 第37条（議事録）

理事会の議事録については、総会に準じた議事録を作成する。

#### 第38条（事業年度）

事業年度は5月1日から翌年4月30日とする。

#### 第39条（事業計画及び収支予算）

本団体の事業計画及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度ごとにこの定款の定めを尊重して代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。

#### 第40条（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第41条（予備費）

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

#### 第42条（借入金）

1. 本団体は借入を行なうことができる。
2. 借入は理事会の決定により行うものとする。

#### 第43条（事業引当金）

事業引当金は将来の事業の損失に引き当てるものなので、その額は規則によって算出されなければならない。

#### 第44条（剰余金の処分）

剰余金は、次期繰越金として処分し分配は行わない。ただし、総会において決議したときは、その他の積立金を積み立てることができる。

#### 第45条（損失の処理）

1. 損失の補填は、事業引当金、第44条但し書きその他の積立金、劣後出資金の順によって行う。ただし、特定の出資者による特定担保提供融資における損失の補填は、当該出資者からの特定出資金から行い、不足が発生する場合は、通常融資の損失補填の取り決めに準じる。
2. 前項の規定によっても損失の補填に不足がある場合は、総会の議決により出資口数を減少させることができる。
3. 前項の規定により出資口数を減少させる場合は、持分を払い戻すことなく出資口数に応じて同一の割合で減少させる。ただし、欠損金は翌期に繰り越すことができる。
4. 前二項の規定により出資口数が減少した場合は、第10条第1項の規定は適用しない。

#### 第46条（事業報告及び決算）

本団体の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案とこれらの附属明細書は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の決議、承認を受けなければならない。

#### 第47条（定款の変更）

本団体が定款を変更するには、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成による総会の決議がなければならない。

#### 第48条（解散の事由）

1. 本団体は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 正会員が1名となったとき
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 事業の全部の譲渡
2. 前項第1号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成による総会の決議がなければならない。

#### 第49条（清算方法）

1. 本団体の解散の場合における団体財産の処分方法は、総会の議決によりこれを定める。
2. 清算人の選任及び解任は、総会の議決をもって決する。

#### 第50条（残余財産の帰属）

1. 本団体の解散（合併又は破産による解散を除く）に際しては、解散の議決に先んじて、第17条の規定による持分の払戻（払戻しの額は、正会員が出資した金額を限度とする）を行う。
2. 解散後の残余財産については、解散総会の議決により、特定非営利活動として行われる貸付又は生活に困窮する者を支援するための貸付を行うことを事業の主たる目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。
3. 総会で決定できないときは、清算人が決定する。

#### 第51条（合意管轄裁判所）

本団体に紛議が生じたときは、審議誠実の原則により、双方協議の上解決するものとするが、万一、訴訟又は法律上の紛争が生じた場合は、本団体の主たる事務所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

#### 附 則

1. この定款は、本団体成立の日から施行する。
2. 本団体の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、本団体成立の日から2011年4月30日までとする。
3. 本団体の設立当初の役員任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、本団体成立の日から2011年5月31日までとする。
4. 本団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本団体の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

代表理事	小浦むつみ
理 事	藤田則夫
理 事	中村聖子
理 事	西嶋訓余
理 事	安野正紀
理 事	谷内博史
理 事	由田徹
監 事	川島研二

#### 附 則（平26. 6. 29）

この改正規定は、平成26年月29日から施行する。

#### 履 歴

平成22年4月30日	設立総会決議第1号
平成22年8月28日改正	第1回臨時総会決議第1号
平成26年6月29日改正	定時総会決議第1号
平成28年7月16日改正	定時総会決議第1号
令和 2年7月30日改正	定時総会決議第1号
令和 3年7月21日改正	定時総会決議第5号

ピースバンクいしかわ  
石川県野々市市本町2-1-1  
076-246-0617